## 社会福祉法人ユトリア会 役員及び評議員の報酬等の支給基準

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ユトリア会(以下「この法人」という。)の定款第8条及び 第21条の規定に基づき、役員及び評議員の対する報酬等の支給基準に関し必要な事項を定 めることを目的とする。

## (定義等)

- 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4)報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

#### (報酬等の支給)

- 第3条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給することができる。 ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬等は支給しない。
- (1) 常勤の理事 報酬
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

#### (報酬等の額の算定方法)

- 第4条 この法人の役員の報酬総額は、各年度の総額が500万円を越えない範囲とする。
- 1 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める 範囲内で、理事会において決定する。

報酬 別表第1に定める額

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は別表第3に定める額とする。

## (報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、 当該各号に定める時期とする。 報酬 毎月25日 (ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、その前日に繰り上げて支払うものとする。)

- 2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人・施設 運営のための業務にあたった都度、支給する。
- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし本人の同意を得れば、本人の指定する本人 名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

## (費用)

- 第6条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
- 2 非常勤の役員及び評議員の会議に出席のための交通費は、鉄道、バス、タクシーによる実 費を支給する。
- 3 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

## (報酬等の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤の理事に就任した者には、その日から報酬を支給する。
- 2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任,又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数 から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 第2項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

### (端数の処理)

- 第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数 処理を行う。
- (1)50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

## (公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬 等の支給の基準として公表する。

## (補則)

第 10 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

### (改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成 29 年 6 月 26 日より施行する。 (注) 改正法附則第二十条参照 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日より改定して施行する。 この規程は、令和元年 6 月 14 日より改定して施行する。

### (注)

第二十条 新社会福祉法第四十五条の三十五の規定は、施行日以後最初に招集される定時 評議員会の終結の時から適用する。

## (報酬等)

第四十五条の三十五 社会福祉法人は、理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならない。

- 2 前項の報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 社会福祉法人は、前項の承認を受けた報酬等の支給の基準に従って、その理事、監事及び評議員に対する報酬等を支給しなければならない。

## 別表 第1 (常勤の理事の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 225,000 円

※第4条より役員の報酬総額は、各年度の総額が500万円を越えない範囲とする。

# 別表 第2 (非常勤の役員の報酬)

# (1) 理事

	日額
理事会等会議への出席	3,110 円
上記のほか、法人・施設業務のための出勤	3,110 円

# (2) 監事

	日額
監事監査等への出席	3,110 円
上記のほか、法人・施設業務のための出勤	3,110 円

※第4条より役員の報酬総額は、各年度の総額が500万円を越えない範囲とする。

## 別表 第3 (評議員への報酬)

	日額
評議員会への出席	3,110 円
上記のほか、法人・施設業務のための出勤	3,110 円

※定款第8条に規定により、各年度の総額が100万円を越えない。